

第6・7回 管理運営部会 諸室の管理運営ルールについて

第6回、第7回の「芸術文化創造センター管理運営部会」は、2回連続で同じテーマ「諸室の管理運営ルールについて」を話し合いました。

第6回は11月23日(土)に市民会館第7会議室にて行われ、市民委員14名、(女性4名、男性10名)、市の事務局スタッフ12名、その他の事務局スタッフ2名、専門委員会から伊藤委員、井上委員が参加しました。また、神奈川県立音楽堂職員の宮下氏をお招きし、神奈川県立文化施設の「管理運営ルール事例」についてレクチャーがありました。

第7回は12月14日(土)に市民会館第6会議室にて行われ、市民委員8名、(女性3名、男性5名)、市の事務局スタッフ11名、その他の事務局スタッフ2名、専門委員会から井上委員、三ツ山委員、設計者である新居千秋都市建築設計から2名が参加しました。

2回にわたり議論された内容や、当日のレクチャー内容についてご紹介します。

第6・7回管理運営部会 概要 ～諸室の管理運営ルール～

- 「利用料金の考え方について」(間瀬担当課長)、「厚木市文化会館の管理運営ルールについて」(井上委員)、「横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野の管理運営ルールについて」(三ツ山委員)、「神奈川県立文化施設の管理運営ルールについて」(伊藤委員、神奈川県立音楽堂職員宮下氏)のレクチャーがありました。
- 昨年度の市民ワーキングで出た意見も提示し、議論の参考としました。今年度は、設計案をふまえて、具体的にどの様な使い方が可能なのか、どのような対応が必要となるか、など実際の使い方を想定しながら議論を行いました。



～公立文化施設の「料金設定の考え方」について～

- 小田原市の近隣施設がどのような管理運営ルールを用いているかを示しました。それぞれの館で独自に、休館日や申込時期、連続利用制限、減免規定が設定されています。
- 基本料金を安く設定し、「土・日利用」「営利目的の公演」「チケット料金が〇〇円以上の公演」など条件によって、利用料金が高くなっていくことが多いです。
- ホール利用料金を客席数で割り、一席あたりの料金単価で比較すると、「39円～296円」までと開きがあります。しかし、一概に料金だけをみるのではなく、サービスレベルを加味しなくてはなりません。
- 「逗子文化プラザホール」の利用料金を決定する際には、「①行政財産の目的外使用条例に基づき評価額を基に365で割った額(大ホール1日約119,000円)」、「②人件費を除くランニングコストから算出(大ホール1日約165,600円)」、「③近隣施設との比較(大ホール1日約60,000円)」の3パターンを算出しました。数字をみるとわかるとおり、条例やコストから算出すると利用料金は非常に高額になります。しかし、市の文化政策として、収支としては赤字になりますが、「逗子市の文化への投資」として多くの市民に利用してもらうために、安く料金を設定しています。

～神奈川県立文化施設の「管理運営ルール事例」について～

- 施設の運営ルールは「安全・平等に利用するため」に定められています。「その施設が何に特化しているか」により、ルールは変わってきます。
- 音楽堂の一般利用は、抽選会によって決定します。抽選会には利用希望者に直接来館して頂き、抽選器を回して頂きます。利用者される方の目で直接当落が確認出来ること、施設側では、どのような方が利用されるのか、また安易な申込みを避けるために有効であると考えています。
- 音楽堂は、キャンセル料を設定していません。抽選会は、12ヶ月前の月に行いますが、利用料の支払い期限は利用日の1か月前に設定しているため、直前に取消があると、利用料収入の減収となります。
- 一般利用は12ヶ月前の月に抽選会を実施しますが、指定管理者が定める基準(世界水準の公演、県域レベルでの式典など)に該当する催し物については、特例的な扱いをしています。事前に申請して頂き、検討委員会で審議の上利用の可否を決定しています。
- 抽選会は音楽堂で【本番】を実施する団体を対象としています。本番を伴わないリハーサルや準備などの利用は、施設が空いている場合のみ利用月の3ヶ月前から受け付けています。
- 神奈川県民ホールギャラリーは、1週間単位で貸し出しており、1日単位での利用は受け付けていません。展示室は5室ありますが、構造上各々接しており、搬入がバラバラになると他の展示室に展示搬出作業やその作業中の音などで影響が出てしまうことが理由のひとつです。

～横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野 「管理運営ルール事例」について～

- 行政が美術などの文化芸術に取り組むのは個人の名声を高めるためではありません。文化芸術をとおして、市民の生活が豊かになるために取り組むのであり、ビジネスとしてのアートとは区別して考える必要があります。
- 皆が納得するルールづくりは難しいですが、決める際には可能な限りオープンにし、公平性を担保する必要があります。例えば、抽選の様子などはリアルタイムにインターネットで配信してもよいでしょう。ただし、運営にあたっては、様々な現実的な問題もでてくるので、「絶対平等」とすることは難しいです。
- おおまかに、年間の3分の1を自主事業での利用、3分の2を市民利用への貸出と設定しています。
- 自主事業の場合、最低3週分の土日は欲しい、と考えると準備なども含め約1ヶ月利用することになります。市民の方の利用は、大きな団体であっても最長2週間程度です。
- 市民ギャラリーあざみ野は、展示室の半面利用を可としています。ただし、半面利用の団体よりも全面利用の団体が優先されます。そのために、小さな団体はいくつかが集まった合同の団体として、全面利用で申請するのが現状となっています。

～厚木市文化会館の「管理運営ルール事例」について～

- 利用料金は近隣施設である藤沢市民会館を参考に設定しました。大ホールの利用料金は平日が16万円、日曜日・祝日が20万円に設定しています。(冷暖房料金含む)
- 代わりに、小ホールは市民が使いやすいよう、日曜・祝日も3万円となっています。3万円には舞台・照明・音響スタッフの料金も含まれています。
- 他市に比べると大ホール利用料金は高額ですが、料金を決定する際に議会からの反対はでませんでした。文化会館開館前は、体育館等でイベントを行っていたために、設営のための人件費が都度かかっていた。その人件費よりも利用料金の方が安かったからです。また、他の施設にはない機能を持っており、料金に見合うだけのホール運営をしていると考えていたためです。
- 展示室は約420㎡あり、「何でもできる場所」として、展示の他にも産業機器の見本市や即売会などを行っていました。しかし、市民の声をうけ、ブランド物の即売会など、その場で金銭のやりとりをするイベントは行えないことと決めました。運営をしていくことで新たなルールが必要になる場合もあります。
- 展示室に利用期間の制限はありません。ですが、規模の大きな催しは事前に申請してもらい、ホール側で日程調整をしています。



神奈川県立音楽堂(1054席)



厚木市文化会館
大ホール(1400席)



逗子文化プラザホール
なぎさホール(555席)



横浜市民ギャラリーあざみ野
展示室1(324㎡)

皆さまのご意見（ワークシートのふせん内容）を全て掲載します

※ご意見は基本的にワークシートのとおり掲載していますが、適宜誤字・脱字の修正を行っています。

【発表系】大ホール・小ホール・大スタジオ

《申込み時期》

- 発表系 12ヶ月前
- より多くの諸室を利用する団体の利用申込みを優先する
- 特例委員会を検討する委員会を作る
- 優先順位は「抽選」でよいか？

《申込み方法》

- 窓口による申込み、複数申込みは抽選
- 抽選で申込みをした場合の料金の支払いは当日とする
- 【全体】可能な限り WEB 利用。←年配の方の多い団体は不利？そうならない為に何かを。←申込みはパソコンだけでなく FAX でも行えること
- より多く利用する団体が抽選に優先する
- 大規模な催し物については別途申込み可とする

《他室との連携利用(リハーサル、控室、第2展示室として使う)》

- 【全体】連携利用者優先
- 大ホール利用者はその他練習室利用が優先申込みできる。
- セット料金を設定
- 市民にはパッケージ利用は難しい(料金的に)
- 大きく使用するものを優先する

《連続使用日数》

- 期間が多い方が優先

《その他》

- 利用料金にオークション制、web による入札←公立ホールで前例がない。
- 公演収入からの歩合制、公演売上げの〇〇%、無料はタダ
- パッケージ利用料金割引あり

【練習系】大スタジオ・中スタジオ・小スタジオ・ワークショップルーム

《申込み時期》

- 小スタジオ、3ヶ月前？1ヶ月前？

《申込み方法》

- 当日空いていれば利用できる←前日は OK か←OK

《利用時間の区分》

- 練習利用は 2 時間単位？本番とは分ける

《連続使用日数》

- 月毎とかの使用回数のしぼりを無くしてほしい(他施設含む)
- 今は月内での使用回数が決まっている施設もある

【展示系】ギャラリー・大スタジオ

《申込み時期》

- 12ヶ月前から

《申込み方法》

- 登録団体として web 申込み

《連続使用日数》

- 展示系は基本的に一週間を基本とするが、ある期間をすぎれば 1 日借りもできる

《その他》

- 他施設との連携、けやき等市の施設との情報交換を密にし補完する
- 展示即売会は無し
- クリエーターズマーケットやデザインフェスタのようなイベントの貸出料金の設定を(ギャラリーでの販売、ただし商業的すぎると物販)
- 展示スペースでのイベント(展示会 etc)においては、物販は発生するであろう。アートグッズ etc を売るのは OK でしょう。何か問題でも？(条件は別だが)

【その他・施設全体】創造スタッフ室・ロビー・アート広場

《申込み時期》

- 団体への定期貸出枠

《連続使用日数》

- ルールは定めず(アートフェスティバルのような事例対応)
- ランニングを実際に行う「事務局」のワークが、まともに、なるべく…とは、何が必要か。これって大切！シビアだが

《その他》

- 広場の利用ルール、料金も決めておく
- 外での野外上映会でもお金を取らせてほしい。使用料も設定をしっかりと
- 外の広場で学生さんとかのダンスの練習をやらせてあげて欲しい(タダ)
- 施設宣伝、市の宣伝になるようなロケ(映画、ドラマ etc)には安くして欲しい(協賛?)
- ワールドポーターや御殿場のアウトレットにあるようなワゴンショップを出展料を取って広場に出す(出来ればアートの)
- 広場は 1/2 以上を占有するイベントは予約と料金を。その設定を。

【施設全体の運営ルール】

《休館日》

- 定期休館日なくして利用日を増やす
- 基本的に定期休館日は無し、ただし、メンテナンスとか元日とかの日は別に定める
- 全館、ギャラリーの可動率を考えて休館日を考えたい
- なるべく休館日を少なくして利用を促進する
- それなりに「休みの日」は必要であろう。
- 休館日は年末年始 12/29~1/3+臨時休館
- 定期休館日なし。ただし、メンテナンス、年末年始には配慮、利用申込の状況を優先して休館日を設定

《利用者登録》

- 申込書は必ず小田原の人であること。またその団体は総会資料及び名簿をつけること(決算書、財務書 etc)
- 利用の条件として「主催者」と「内容」は審査の対象となるであろう。例えば「管理運営委員会」とかの担当か？
- 市民登録の方法を考えるとともに市外利用にも配慮する。小田原市の団体だけでなく多くの人に使用してもらいたい。小田原市民だけの使用ではもったいない。

《その他の意見》

- イベント(企画)の「R 指定」の判断は？
- 「文化」「芸術」というモノのフィールドを定義する必要あり(?)。何が「文化」「芸術」か？
- 施設名称を決めるには公募とすること
- コンセプトとテーマを持ってチョイスして下さい
- 「文化」「芸術」「創造」が優先する施設としたい！
- 美術館ではなくギャラリー 市民利用が中心 展示条件はよりよいものが必要
- 学校利用と PTA 利用は異なる
- 学校利用、行政利用は優先できる。ただし、利用日数には制限あり
- 学校利用については、教育委員会で統一ルールを作る
- 長い期間申込みを早くしなければならぬ。3 年前とか。特例利用審査会をつくり決めていく
- 特別な団体事業、3 年以上から予約できることをメリット(差別化として)
- 自主事業と市関連(学校行事使用)利用と市民利用を分けて考える。
- 公共の予算とり年間計画に見合う設定に
- 何でもやればいってもんじゃないホールを
- 運営システムの見直しができることが必要
- フレキシブルな運営・運用が必要

《欠席者意見(文のみ)》

- 【管理運営モニタリング】開始当初からパーフェクトには行かないので、各回の状況を常設の委員会にフィードバックさせる
- 【管理運営モニタリング委員会設置】専門委員と市民委員による定期的(常設)モニタリング委員会
- 【市の事業としてのイベント(含協賛)の終了後の評価委員会】審査委員会とは別のメンバーで行政、専門、市民委員で構成してイベントの評価を行う
- 【市の事業としてのイベント(含協賛)を審査する委員会】行政・専門家に加えて市民委員も加えてイベントの是非を検討する
- 【市民モニタリングポスト】特に管理運営についての詳細なアンケート(〇×方式、回答選択式)を用意し自由にコメントを求める(市内各所に)→これをモニタリング委員会に活かす
- 【市の事業者としてもイベントの市民モニター制度】市民委員とは別に広い範囲でモニターを募集し評価を求める(入場者アンケートとは別の項目で入場しない方にもまちの声をモニターしてもらおう(調査用紙 要検討))
- 【センタースタッフの声】センタースタッフから見た課題を公演毎に提出を義務に→モニタリング委員会に活かす
- 【管理運営使用者アンケート】利用した人(団体)に事前申込みの状況を含めた詳細なアンケートを必須とする→これをモニタリングに活かす

※網掛け部分はワーキングにて参加者の合意がとれた意見

- 大ホールと小ホール、大スタジオなど、複数の諸室を一度に利用する場合、利用申し込み時に優先的に予約ができるよう配慮することが求められました。
- 定期休館日は設けず、利用申込みの状況を踏まえ、空き日にメンテナンス等を入れることが望まれました。また、一般的に公立文化施設は年末年始が休館になりますが、小田原城でのお正月イベントなどと連携した企画が考えられないかなど、臨機応変に対応することが望まれました。
- ルールの他に「特別措置」を設ける必要性について議論されました。ただし、どんな場合が特別となるのか、運営委員会のようなものを設置し、特別措置について許可をする場が必要なのか、等については今後詰めていく必要があります。
- 細かなルールについては、複数の意見があり、合意には至りませんでした。今後詳細な検討を行う必要があります。
- 開館に向けて、議論ではなく具体的な取組みを行っていきたい、という意見も出されました。基本構想から 4 年にわたり議論を重ねてきたことを実行に移すにはどのようにしたらよいのか、ということも、今後の課題となります。

今後のワーキング予定

~管理運営実施計画策定までの流れ~

日時	概要
2月10日~3月11日	【管理運営】管理運営実施計画骨子案に対するパブリックコメント意見募集期間
3月13日	第5回 整備推進委員会 管理運営分科会
2月(未定)	○基本設計(最終案)発表/○市民説明会
3月(未定)	○基本設計決定/○管理運営実施計画策定 ○シンポジウムの開催(予定)